

黒松内町簡易水道事業経営戦略

平成30年3月
黒松内町建設水道課

黒松内町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 黒松内町

事 業 名 : 黒松内町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和51年12月 1日	計画給水人口	2,760 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	2,418 人
		有収水量密度	0.19 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 46 千 m
	配水池設置数	10	
施 設 能 力	1,180 m^3 /日	施 設 利 用 率	57.6 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	【一般用】基本料金(10 m^3 まで)	2,020円	超過料金(10 m^3 を超え1 m^3 あたり)	190円
	【業務用】基本料金(20 m^3 まで)	4,040円	超過料金(20 m^3 を超え1 m^3 あたり)	160円
	【浴場用】基本料金(100 m^3 まで)	10,100円	超過料金(100 m^3 を超え1 m^3 あたり)	90円
	【臨時用】基本料金(20 m^3 まで)	4,040円	超過料金(20 m^3 を超え1 m^3 あたり)	160円
	【営農用】基本料金(100 m^3 まで)	5,050円	超過料金(100 m^3 を超え1 m^3 あたり)	50円
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成18年 2月 1日			

④ 組織

平成5年度に建設課下水道係と水道課を統合し上下水道課となり、平成16年度に上下水道課と建設課を統合し、建設水道課となっています。
(係を廃止し、建設水道グループとなり、課内全ての業務において兼務となっています。)
平成29年度現在6名体制(うち管理職2名)となっており、業務は土木事業、住宅事業、簡易水道事業、下水道事業、公園事業などに兼務して従事しています。
職員給与の予算措置については、簡易水道事業特別会計に2名分の人件費を計上しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

【民間活用の状況】
簡易水道施設維持管理業務、水道メーター検針業務、水道水質検査業務、自家用電気工作物保安管理業務などを民間業者に委託しています。
【施設の統合】
平成19年度に3地区(市街地区、白井川地区、中ノ川地区)あった簡易水道事業を統合し、黒松内町簡易水道事業としています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成29年度に策定・公表しました、平成28年度「経営比較分析表」を添付しています。
経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表（平成28年度決算）

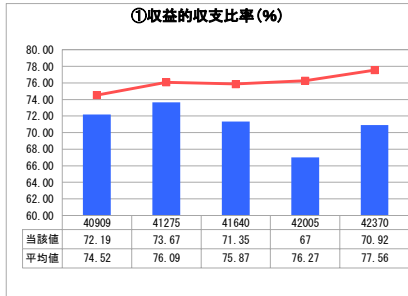
北海道 黒松内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	
-	該当数値なし	83.12	3,920	

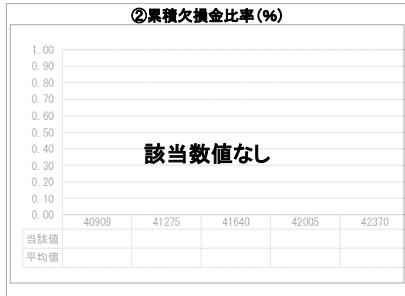
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,977	345.65	8.61
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
2,418	13.15	183.88

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	平成28年度全国平均

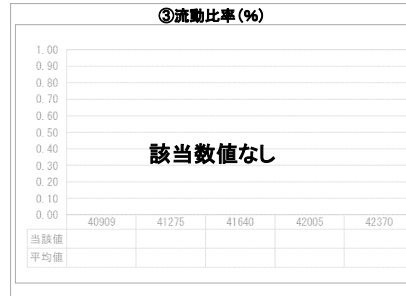
1. 経営の健全性・効率性



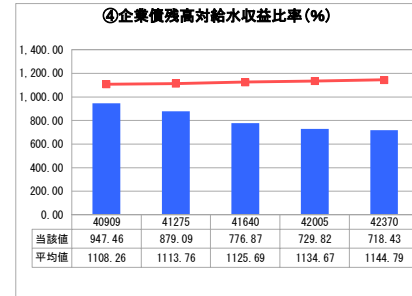
「単年度の収支」



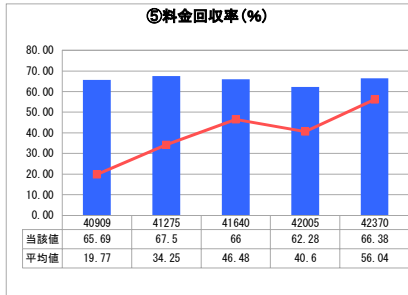
「累積欠損」



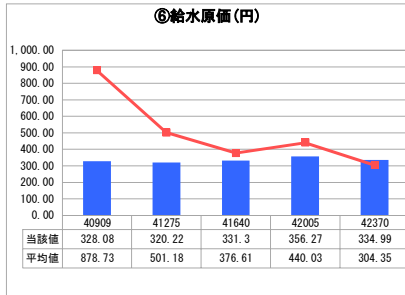
「支払能力」



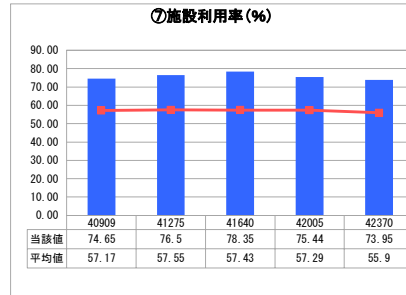
「債務残高」



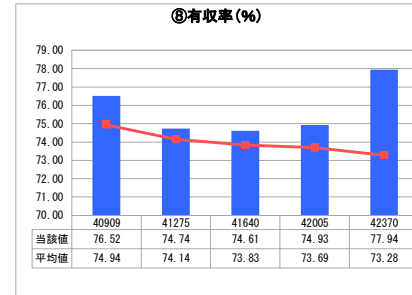
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

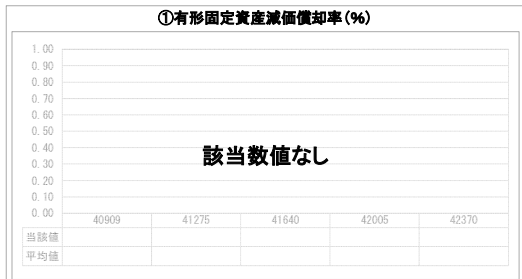


「施設の効率性」

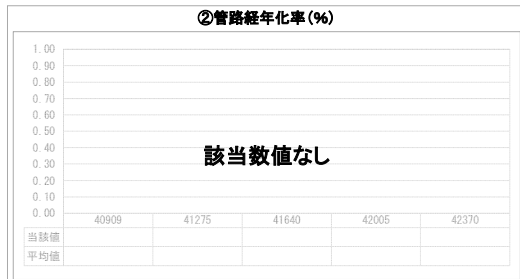


「供給した配水量の効率性」

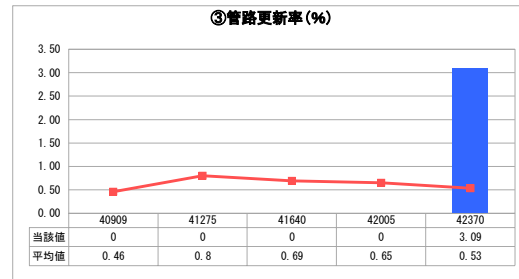
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率については、類似団体と比べ低くなっており、維持管理費用等の削減や抑制が必要と思われるが、企業債残高対給水収益比率は類似団体と比較して少なく、債務は軽いと言える。
また、給水原価は類似団体と同程度となっており、料金回収率、施設利用率、有収率は高くなっていることから、平均を上回る健全で効率の良い経営ができていていると言える。

2. 老朽化の状況について

・当町の簡易水道は3地区あり、それぞれ昭和51年度、平成10年度、平成15年度供用開始となっており、最も古い管路で供用開始から41年経過している。
現在まで管路の更新は行ってこなかったが、昨年度より重要度の高い配水管の更新工事を行っている。
今後は耐用年数を迎える施設の増加が見込まれるため、中長期的な計画を策定し、更新を進める必要がある。

全体総括

・当町の簡易水道事業の経営は、比較的安定していると言えるが、今後、施設の老朽化に伴い更新事業の増加が見込まれることから、経営状況を正確に捉え計画的な更新を行う必要がある。
また、いっそうの経営の健全性を高めるため、漏水等による有収率の低下を抑えながら、未納額の解消や料金改定の検討が必要と思われる。
今後は人口減少により、料金収入の減少が予想されることが課題である。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口については、国立社会保障・人口問題研究所における人口予測値を利用し、給水人口を推計しています。行政人口が今後も減少することに伴い、給水人口も今後減少する見込みとなっています。

30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
2,385	2,352	2,319	2,289	2,258	2,227	2,196	2,163	2,134	2,104

(2) 水需要の予測

給水人口は減少傾向となっていますが、水需要については過去10年間を比較したところほぼ横ばいとなっています。このことは近年の快適性や利便性を備えた水使用機器の普及や新しい生活習慣に伴う一人当たりの水使用量が増加しているためと考えられます。したがって、水需要については今後も大きな減少はなく、ほぼ横ばいになると見込んでいます。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
242,200	223,172	235,358	241,465	240,459	246,010	246,250	251,793	244,135	248,235

(3) 料金収入の見通し

料金収入については、人口は減少しているものの有収水量が横ばいと見込まれることから、大きな減少はないものと考えられます。過去10年間の料金収入においても消費税率の改定に伴う料金改定による増はありますが、ほぼ横ばいとなっています。ただし、基本料金が発生する給水戸数については、近年の減少率が年0.3%程度であるため、前年度0.3%減の収入で見込んでいます。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
51,934	50,994	51,512	52,574	52,288	53,018	53,361	55,054	54,173	55,195

(4) 施設の見通し

市街地区については、配水池からの主要な配水管が布設から40年を経過しており、老朽化が著しく維持管理に苦慮している状況であったことから、平成27年度から平成30年度まで布設替えを行っています。今後は前処理施設の機器等が老朽化してきていることから、更新や長寿命化等を進めていく必要があります。また、白井川地区については建設から20年、中ノ川地区についても建設から15年を経過することから、浄水場の機械・電気設備が老朽化しており、計画的な更新を進めていく必要があるため、今後は経費の増加が見込まれます。

(5) 組織の見通し

建設水道課職員は現在6名(うち管理職2名)となっており、水道、下水道、土木、住宅、公園などの業務を兼務して行っているため、今後もこれ以上の人員削減は現実的ではないと思われます。また、公営企業会計の適用については、移行した場合は業務量増加に対応するために人員を確保する必要があることが課題となっています。

3. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

最も古い地区で昭和51年の供用開始から約40年が経過し、老朽化していく施設の長寿命化・更新を進めていく必要があることから、限られた財源の中、料金水準等も検討した上で、適正な事業計画と財政計画を基に経営改善を行います。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討します。

○収入の確保

財政基盤の強化のため、収入の確保や一般会計との負担区分の明確化を図り、収入確保のため使用料の収納率を向上させると共に、国庫補助金や企業債等について、的確に資金調達を行います。また、人口減少により今後の料金収入の増加が期待できないことから、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等を行い、未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例等を参考にしながら、料金の収納率向上に取り組みます。

○施設の適正な維持管理

安全で安定的な水の供給を行うため、老朽化した施設の点検や更新を計画的に行い、適正に維持管理をします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	58,976	57,389	58,113	57,642	57,236	56,843	56,872	56,498	56,124	55,745	55,361	54,971		
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	55,332	53,652	54,786	54,610	54,440	54,270	54,100	53,930	53,760	53,590	53,420	53,250	
			ア 料 金 収 入	55,195	53,590	54,754	54,580	54,410	54,240	54,070	53,900	53,730	53,560	53,390	53,220	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	137	62	32	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益	3,644	3,737	3,327	3,032	2,796	2,573	2,772	2,568	2,364	2,155	1,941	1,721	
			ア 他 会 計 繰 入 金	3,644	3,356	3,323	3,028	2,792	2,569	2,768	2,564	2,360	2,151	1,937	1,717	
	イ そ の 他			381	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	46,832	43,470	48,599	45,063	44,619	42,192	43,610	42,215	42,800	41,365	41,921	40,921	
			(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	39,884	37,075	41,743	37,760	37,760	35,760	36,760	35,760	36,760	35,760	36,760	35,760
				ア 職 員 給 与 費	16,774	17,479	17,635	14,760	14,760	14,760	14,760	14,760	14,760	14,760	14,760	14,760
				ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	23,110	19,596	24,108	23,000	23,000	21,000	22,000	21,000	22,000	21,000	22,000	21,000	
			(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用	6,948	6,395	6,856	7,303	6,859	6,432	6,850	6,455	6,040	5,605	5,161	5,161
ア 支 払 利 息				6,948	6,395	6,356	6,803	6,359	5,932	6,350	5,955	5,540	5,105	4,661	4,661	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
イ そ の 他				500	500	500	500	500	500	500	500	500	500			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		12,144	13,919	9,514	12,579	12,617	14,651	13,262	14,283	13,324	14,380	13,440	14,050			
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	86,880	145,198	96,693	29,761	34,060	132,552	25,493	22,765	24,690	24,132	25,589	27,149	
			(1) 地 方 債	(1) 地 方 債	37,500	80,100	46,400	4,600	5,000	74,800						
				ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
			(2) 他 会 計 補 助 金	30,588	25,030	27,073	22,828	26,560	20,352	25,493	22,765	24,690	24,132	25,589	27,149	
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		18,792	40,068	23,220	2,333	2,500	37,400								
	(6) 工 事 負 担 金															
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	97,599	160,178	106,207	43,603	46,676	147,202	38,754	37,047	38,013	38,511	39,028	41,198		
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費	61,274	126,144	76,458	13,000	13,500	118,200	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
			ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	36,325	34,034	29,749	30,603	33,176	29,002	32,754	31,047	32,013	32,511	33,028	35,198		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 10,719	△ 14,980	△ 9,514	△ 13,842	△ 12,616	△ 14,650	△ 13,261	△ 14,282	△ 13,323	△ 14,379	△ 13,439	△ 14,049			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,425	△ 1,061		△ 1,263	1	1	1	1	1	1	1	1
積 立 金 (K)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度からの繰越金 (L)	901	2,326	1,265	1,264								
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,326	1,265	1,264									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,326	1,265	1,264									
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	71	74	74	76	74	80	74	77	75	75	74	72
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	55,332	53,652	54,786	54,610	54,440	54,270	54,100	53,930	53,760	53,590	53,420	53,250
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	55,332	53,652	54,786	54,610	54,440	54,270	54,100	53,930	53,760	53,590	53,420	53,250
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	396,538	442,605	459,257	433,254	405,078	450,875	418,121	387,074	355,061	322,550	289,522	254,324

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	3,644	3,356	3,323	3,028	2,792	2,569	2,768	2,564	2,360	2,151	1,937	1,717
うち基準内繰入金	3,644	3,356	3,323	3,028	2,792	2,569	2,768	2,564	2,360	2,151	1,937	1,717
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	30,588	25,030	27,073	22,828	26,560	20,352	25,493	22,765	24,690	24,132	25,589	27,149
うち基準内繰入金	18,871	17,737	15,607	16,045	17,346	15,272	17,161	16,321	16,818	17,081	17,353	18,452
うち基準外繰入金	11,717	7,293	11,466	6,783	9,214	5,080	8,332	6,444	7,872	7,051	8,236	8,697
合 計	34,232	28,386	30,396	25,856	29,352	22,921	28,261	25,329	27,050	26,283	27,526	28,866

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	安全で安定的な水の供給を行うため、老朽化した施設の更新や修繕を計画的に行います。

- 管渠、浄水場等の建設・更新に関する事項
本町の給水区域の整備は完了しており、新たな区域拡張がない限り管渠や浄水場の建設予定はありません。
市街地区簡易水道では、老朽化している配水管の布設替工事やろ過池上家の改修工事を見込んでいます。
また、毎年、水道メーターの交換工事及び施設の小破修繕にかかる費用を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	収入確保のため使用料の収納率を向上させると共に、国庫補助金や企業債等の資金を的確に調達します。

- 財源の目標に関する事項
建設改良費における国庫補助金及び企業債収入を平成33年度まで計画しています。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、平成30年度は予算額で算定し、以降は給水戸数減少による収入の減少が見込まれることから、前年度0.3%減の収入で算定しています。
- 企業債に関する事項
建設改良費に係る企業債については、簡易水道事業債を発行可能額で計画しています。
- 繰入金に関する事項
基準内繰入については、一般会計繰出基準に基づいた基準額を算定しています。
基準外繰入については、営業収益で賄いきれない元利償還金に充てる繰入金を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
平成30年度は予算額で算定し、以降は平成30年度の職員平均給与費の2名分で算定しています。
- 動力費に関する事項
平成30年度は予算額で算定し、近年は配水量に大きな変動がないことから、以降は同額で算定しています。
- 薬品費に関する事項
平成30年度は予算額で算定し、近年は配水量に大きな変動がないことから、以降は同額で算定しています。
- 修繕費に関する事項
修繕については、機器類の点検を行った結果を考慮し計画的に行っているが、毎年メーター交換工事費を約500万円、小破修繕費を約100万円程度見込んでいます。
- 委託費に関する事項
平成30年度は予算額で算定し、近年は配水量に大きな変動がないことから、以降は同額で算定しています。
また、水道台帳補正にかかる委託費を隔年で算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI ・ DBO の 導 入 等)	なし
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	なし
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	なし
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	今後、老朽化した施設の修繕や更新を計画的に行う必要があり、限られた財源で実施するため、投資の平準化を検討します。
広 域 化	なし
そ の 他 の 取 組	なし

② 財源について検討状況等

料 金	料金改定については、平成18年度に行っておりますが、今後、人口減少などによる料金収入の減少に伴い、改定を検討します。
企 業 債	なし
繰 入 金	一般会計からの繰入金については、繰入基準分のほか、取支が均衡しない場合に基準外繰入として計上しておりますが、極力削減するよう他収入の確保及び経費節減に努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	なし
そ の 他 の 取 組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど適切な財源確保を検討します。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	なし
修 繕 費	計画的な施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制を図ります。
動 力 費	施設の効率的な運転に努め、動力費の抑制に努めます。 また、機器の改築・更新の際には、より経費節減効果の高い機器を検討します。
職 員 給 与 費	なし
そ の 他 の 取 組	なし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。
-------------------------	---